（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　請求者より先順位の改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（支払未済の給付）

第二十八条　［同上］

［一～四　同上］

五　請求者以外に改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　同上］

［2・3　同上］

附　則

この命令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第二十五条及び第二十八条の改正規定は、令和七年十一月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第２号（第21条第１項関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日作成 年　月　日備付 住　所 労働金庫名 理事長氏名	**別紙様式第２号**（第21条第１項関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日作成 年　月　日備付 住　所 労働金庫名 理事長氏名

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
［略］	［略］		

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
［同左］		［同左］	